

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2994号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 石田直裕：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>



スカイランタンに祈りを込めて (新潟県津南町)

もくじ

● ● ● ● ●
情 随 情 情 政 政

報 想 報 報 策 策

「避難勧告等に関するガイドライン」の改定について……………(2)

地方分権改革に関する提案募集の取組〜平成29年の提案受付開始〜
町村Navigator……………(6)

新任都道府県町村会長の略歴……………(10)

梅を軸としたまちづくり……………(11)

和歌山県みなべ町長 小谷 芳正……………(12)

町村週報主要索引……………(13)

コラム

地域を繋ぐ移住女子

明治大学農学部教授

小田切 徳美

2月25日に東京で開催された全国町村会等による都市・農村共生社会創造シンポジウムを傍聴した。

「移住女子が拓く都市・農村共生社会」と名付けられたこのシンポジウムには、3人の「移住女子」とそれを取材し続ける2人の女性ジャーナリスト、合計5人の女性が登壇した。会場の女性比率(約4割)を含めて、従来のこの種の催しの中では異色なものであった。しかも、5人の女性達の言葉、ひとつひとつが魅力的であった。それに引き込まれているうちに、4時間があったという間に終わってしまった感じがしたのは私だけではないだろう。

3人の女性移住者の発言で注目されたのは、「外の人と内の人の心を繋げる」(福島県天栄村・義元みかささん)、「地方と都市を繋ぐ人になる」(長野県飯島町・木村彩香さん)、「都会と田舎を上手に繋ぐキュービッドになる」(島根県奥出雲町・三成由美さん)と、いずれも自らの役割を「繋ぐ」ことにあるとした点である。

それは、彼女らがそこに住むことだけを目的としているのではなく、またその地域にかかわり、地域を魅力的なものとするだけを目指さず、さらに一段と高い、地方部と都市部を繋ぐことを自らのミッションとして

いるということであろう。

実は、移住者によるこの「繋ぐ」という志向性は、少し前から気になっていたことである。イターンかUターンかにかかわらず、移住者の中には都市と農村の交流の創出を自らの任務としているものがあり、その活動自体が新たな移住者を呼び込んでいた事例も多い。おそらく、都市と農村の両方を経験した者として、地域がそれぞれの良さを発揮し、お互いが支え合う、文字通り「共生」の実現を意識しているであろう。そして、それは必ずしも女性だけに見られるものではない。私たちは、彼らを「ソーシャル・イノベーター」と呼んでいる。彼らが国土形成や国民経済における都市と農村の関係を変革(イノベーション)しようという高い志を持っており、しかも地域では地元の人々との関係を重視した地道な活動を続けているからである。

そうであれば、数は少なくともこうしたソーシャル・イノベーターの発掘と深い関係の構築は、地域の将来に大きな可能性を与えることになる。移住・定住対策のあり方もここから見えてくるように思われる。まさに移住者が拓く都市・農村共生社会が生まれようとしている。

写真キャプション

日本有数の豪雪地帯として知られる新潟県津南町。同町の「つなん雪まつり」では、スノーボードストリートジャンプ大会「SNOW WAVE」や、夜空に舞う灯籠「スカイランタン」打ち上げのほか、豪雪地帯ならではの雪国文化を体験することができる。

政策解説

「避難勧告等に関するガイドライン」の改定について

内閣府 政策統括官(防災担当) 付 参事官(調査・企画担当) 付
 参事官補佐 多田 直人
 主 査 吉松 直貴

1. はじめに

近年、我が国において、極端な集中豪雨により、大きな人的・物的被害が発生するなど、自然災害の激甚化が進んでいる。例えば、最近5年間を見ても、平成24年7月の九州北部豪雨による矢部川の氾濫、平成25年9月の由良川及び桂川における氾濫、平成27年9月の関東・東北豪雨災害による鬼怒川の氾濫、そして平成28年8月の台風第10号による小本川(岩手県)や空知川(北海道)の氾濫が発生している。

特に、平成28年台風第10号による水害(以下「台風10号災害」という。)では、死者・行方不明者27人が発生する等、東北・北海道の各地で甚大な被害が発生した。とりわけ、岩手県岩泉町では、高齢者施設が被災し、入所者9名が全員亡くなる等、高齢者の被災が相次いだ。(写真1)

このような事態を踏まえて内閣府が設置した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に関する検討会(以下「検討会」という。)(において、関係省庁が連携して避難に関する情報提供の改善方策等について検討を行い、平成28年12月に報告をとりまとめた。

写真1 台風10号災害による高齢者施設の被災



内閣府においては、本報告も踏まえ、「避難準備情報の名称について、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするなどの理由から、「避難準備・高齢者等避難開始」に変更するとともに、「居住者及び高齢者施設等の管理者(以下「施設管理者」という。))が的確な避難行動をとれるよう、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を改定した。

2. 台風10号災害を踏まえた各
省の対応とガイドラインの
内容の充実

台風第10号は、8月30日の朝には関東地方に接近し、同日午後5時半頃に暴風域を伴ったまま岩手県大船渡市付近に上陸した。岩泉町は、夜にかけて台風が上陸するという予報を踏まえ、住民に対して早めの避難行動を促すため、同日午前9時頃に町全域に避難準備情報を発令した。しかし、被災した高齢者施設では、施設が作成する災害計画に水害からの避難について記載されておらず、また、施設管理者は、避難準備情報が発令されたことは認識していたが、その意味を理解せず、入所者の避難には繋がらなかった。さらに、午後5時20分頃には、岩手県の河川担当者から岩泉町に対して、避難勧告を発令する基準に達していることについて電話で連絡があったが、岩泉町の職員は住民からの電話対応に追われ、町長に報告されることはなかった。

これらの実態を踏まえると、課題は大きく以下の3点に集約できる。

- ① 避難勧告等を受け取る立場にたった情報提供の在り方
- ② 要配慮者の避難の実効性を高める

政 策

方法

③躊躇なく避難勧告等を発令するた
めの体制の構築

政府では、これらの課題について
関係省庁が連携して対応するととも
に、内閣府においては、市町村の避
難勧告等の判断・伝達が主であった
ガイドラインを改定し、避難行動や
防災体制を含めた記載とした。それ
に併せて、ガイドラインの名称を「避
難勧告等の判断・伝達マニュアル作
成ガイドライン」から「避難勧告等
に関するガイドライン」に変更する
とともに、使いやすさを考慮して、
「避難行動・情報伝達編」、「発令基準・
防災体制編」に分けることとした。
また、災害時にとるべき避難行動
等を簡潔にまとめたパンフレット
(雛形)の添付に加え、避難勧告等
の具体的な発令基準策定に係る市町
村支援や市町村長へのホットライ
ン、居住者への伝達方法、避難先等
に関する参考事例を紹介した。

(避難勧告等)に関するガイドライン
のHP <http://www.pousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/index.html>

(1)避難勧告等を受け取る立場にたっ
た情報提供の在り方

台風10号災害では、岩泉町におい

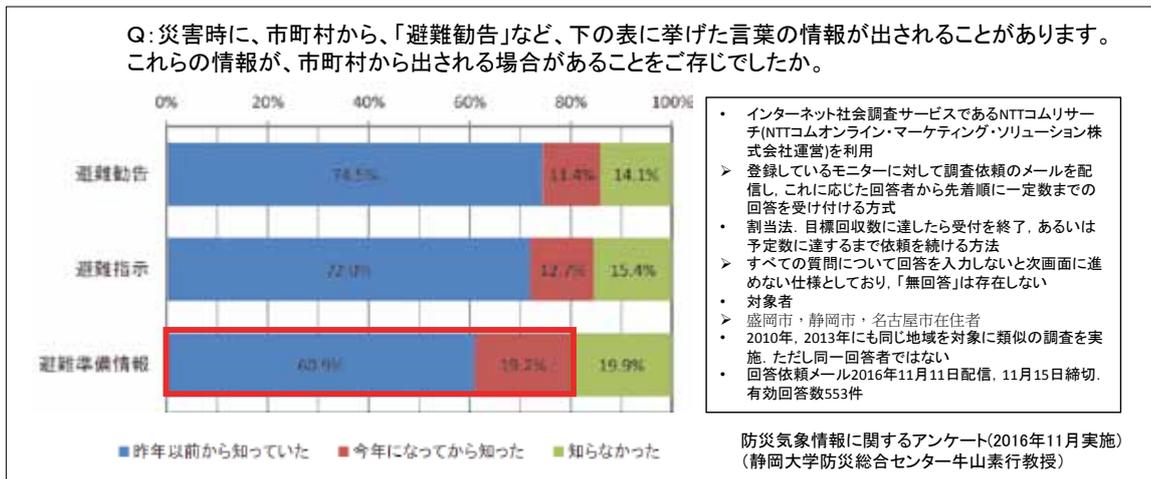
て、避難準備情報の発令時に、要配
慮者が避難すべき段階であることが
周知できておらず、また、被災した
施設管理者は、避難準備情報が高齢
者等の避難開始を知らせる情報であ
るといふことを理解していなかつ
た。さらに、小本川は、浸水想定区
域を公表する対象の河川ではなかつ
たことから、町や住民は氾濫域にお
ける水害の危険性の詳細が分から
ず、避難の対象となる範囲が明確で
はなかつた。

これらを踏まえ、国土交通省では、
浸水実績を活用する等、河川の状況
に応じた簡易な方法で、地域の水害
リスクを周知する方策について検討
を開始した。

内閣府では、「避難準備情報」の
名称について、浸透しつつある「避
難準備」の名称は残すとともに(図
1)、「要配慮者」を「高齢者等」と
表現する等、直感的にわかりやすい
表現とし、高齢者等が避難を開始す
る段階であることを明確にする等の
理由から、「避難準備・高齢者等避
難開始」に変更した。併せて、避難
勧告と避難指示の差異が明確となる
ように、「避難指示」に「緊急」を
付記することとした。(図2)

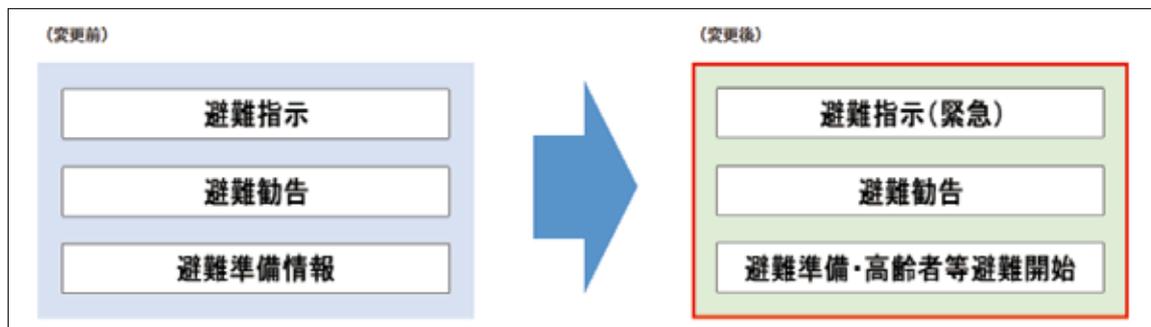
また、ガイドラインにおいては、
市町村長が避難勧告等を発令する際

図1 避難準備情報の認識



には、その対象者を明確にすること
もに、対象者ごとにとるべき避難行
動がわかるように伝達すること、平

図2 避難情報の名称の変更



時から居住者に対してその土地の災
害リスク情報や災害時にとるべき避
難行動について周知すること等につ

いて、記載の充実を図った。

(2) 要配慮者の避難の実効性を高める方法

高齢者施設等の災害計画は火災を中心とした計画が多く、水害等からの具体的な避難対策まで記載されていないことが多かった。また、地方公共団体が定期的に実施している指導監査においては、施設の運営体制等については、水害等からの避難に關する記載や避難訓練の実施状況等は確認していなかった。

高齢者施設等は、その設置目的を踏まえた施設ごとの規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、災害計画を作成することとなっている。このことを踏まえ、厚生労働省では、高齢者施設等での水害等からの避難に関する災害計画の策定と訓練実施の必要性について、全国の自治体に対して再周知するとともに、その点検・指導を行うよう依頼した。また、全国の高齢者施設等に対して、水害・土砂災害から適切な避難行動がとられるよう、関係省庁が合同で説明会を順次実施しているところである。

内閣府では、施設管理者向けに特

化した項目をガイドラインに新たに追加し、災害時において施設管理者がとるべき避難行動の原則を明記した。また、施設管理者は、介護保険法等の規定に基づく災害計画は、自然災害からの避難も対象となっていることを認識し、必ずそれを盛り込んだ計画とすること、地方公共団体は施設開設時や指導監査時に災害計画や避難訓練の実施状況等について確認すること、市町村から高齢者施設等へ情報が確実に伝達されるように、情報伝達体制を定めておくこと等について、記載の充実を図った。

(3) 躊躇なく避難勧告等を発令するための体制の構築

(a) 市町村の防災体制

台風10号災害では、岩泉町において、被害が開始した地域住民からの電話対応に追われる状況となり手が回らなくなった。それに伴い、県からの河川水位、気象台からの雨量予測等の電話連絡の情報が防災担当部署内に留まり、避難勧告の発令基準に達した事実も、首長に報告されなかった。また、避難勧告等の発令基準の設定にあたっては、河川管理者等の助言を求めておらず、河川特性を十分に踏まえたものとなっていな

かった。

それらを踏まえ、消防庁では、地域の防災体制の再点検結果を受け、地域防災計画、マニュアルなどの必要な見直しを行うよう全国の自治体に対して依頼した（今後の水害及び土砂災害に備えた地域の防災体制の再点検結果等）（平成28年12月20日公表）。また、国土交通省では、河川管理者が関係市町村へ河川防災情報を伝達する「ホットライン」の取組を、都道府県管理河川等へ定着させるための検討を行い、平成29年2月に「中小河川におけるホットライン活用ガイドライン」を策定した。

内閣府では、避難勧告等に関するガイドラインの「発令基準・防災体制編」において、防災体制に関する記述を充実した。具体的には、災害時の応急対策に万全を期すため、市町村は、災害時において優先させる業務を絞り込み、その業務の優先順位を明確にしておくこと、全庁をあげて災害時の業務を役割分担する体制や、発令に直結する情報を首長が確実に把握できるような体制を平時から構築しておくこと、水位上昇に一定の時間がある大河川と、急激に水位が上昇する中小河川等、それぞれの河川特性を考慮した、よりの確な避難勧告等の発令基準とするた

新刊紹介

シリーズ田園回帰⑥ 新規就農・就林への道

『季刊地域』編集部 編

農文協刊 定価 2,200円＋税

『シリーズ田園回帰』の第6巻は、「新規就農・就林への道 担い手が育つノウハウと支援」がタイトル。

最近、農林家出身外からの就農や就林の意識が高まっている。田園回帰の志向が高まる中で、農業や林業との関わりを持つとする若者の声をよく耳にする。農業や林業を衰退的なものとして消極的に捉える風潮から、環境への関心や真に豊かな暮らしの追求など積極的に捉える状況へと、少しずつではあるが変化している事例に触れる機会も多くなった。田園回帰の吸引力になる就農や就林への具体的な道筋を示す本書は、就農・就林の最新動向を盛り込んだ事例集である。その内容は、新たな挑戦を決心した若者たちが、どんな未来像を描き、何に悩んできたのかそのプロセスを描いており単なる事例紹介に留まらない。

田園回帰に向かおうとする人には、就農・就林するとはどういうことなのか、また、回帰する人を受け入れる地域にとって、最近の就農・就林する人の姿はどういうものなのか、豊富な事例の中から学び取ることができるのであろう。

政 策

め、発令基準の策定段階から河川管理者や気象台の職員、その経験者、防災知識が豊富な専門家等の知見を活用できるような体制を構築しておくこと等について記載の充実を図った。そのほか、平成26年の広島土砂災害や平成27年の関東・東北豪雨災害において、市町村が指定緊急避難場所の開設に要する費用を案じて、そのことが避難勧告等の発令を躊躇した一因となっていたとの指摘もあった。このことを踏まえ、災害が発生せず、災害救助法の適用に至らない場合に備え、実際に支出した指定緊急避難場所の運営費用を補償する全国町村会の「災害対策費用保険制度」を活用すること等により、「避難場所を迅速に開設し、避難勧告等を適時適切に発令できるようにしておくこと」を推奨した。

(b) 中小河川における避難勧告等の発令基準の具体的な例示

台風10号災害では、洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川（以下「その他河川」という。）である小本川の氾濫により大きな被害が発生した。その他河川は、一般的に水位周知河川より流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇する場合は多いため、早い段階から台風情報や

気象警報等、予測情報を活用して防災体制、水防体制を整えておくことが重要である。

消防庁が実施した、地域の防災体制の再点検結果によると、洪水予報河川及び水位周知河川における避難勧告等の発令基準の策定率が約9割であったのに対し、その他河川では約5割であったことから、この度のガイドライン改定において、その他河川における避難勧告等の発令基準の設定例を具体的に示すとともに、洪水全般に対する避難勧告等の発令基準に関し、様々な判断要素について解説し、地域の実情に応じた基準が作成できるように改善した。

3. おわりに

政府では、台風10号災害を教訓とし、各省が連携して対応するとともに、内閣府においては、検討会の報告等を踏まえ、避難情報の名称の変更、ガイドラインの改定を行った。

今後は、自然災害からの避難対策に万全を期すため、検討会の報告及びガイドラインの内容について、国や地方公共団体、施設管理者、住民が一体となり、地域の防災力を高める具体的な取組を各主体が確実に実行していく必要がある。

町村専用ページ「町村.com」をご覧になっていますか

<http://www.zck.or.jp/choson/>

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実をはかっていきたいと考えていますので、ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。

kouhou@zck.or.jp

・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。
ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。

・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み（平成18年9月27日付）ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部までメール(kouhou@zck.or.jp)をお願いいたします。



政策解説

地方分権改革に関する提案募集の取組

平成29年の提案受付開始

内閣府 地方分権改革推進室

1 はじめに

内閣府では、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う「提案募集方式」

を導入しており、本年も、2月21日から提案の受付を開始しました。事前相談受付は5月19日まで、提案受付は6月6日までです。(図1参照)

地方の現場における支障の解決を図るとともに、住民サービスの向上につながるよう、行政の最前線にいる町村の皆様には本方式を積極的に活用していただくため、本方式の概要や、提案を具体的に検討する際のポイント等について御説明します。

2 提案募集方式の概要

地方分権改革とは、住民に身近な行政は、住民に近い地方公共団体が

自主的かつ総合的に担うことにより、地域が自らの判断と責任で課題解決を図るための改革で、地方創生を推進していく上でも重要な基盤となるものです。

3 平成28年提案募集の成果

3年目となる平成28年提案募集においても、地方から300件を超え

平成7年の地方分権推進法の成立以来、これまで20年以上に及び、国・都道府県が行う事務・権限の移譲や全国一律の基準・手続の緩和など様々な改革が積み重ねられ、地域の住民サービスの向上や地方公共団体の行財政改革への貢献など、国民が実感できる改革の成果が各地で現れてきています。

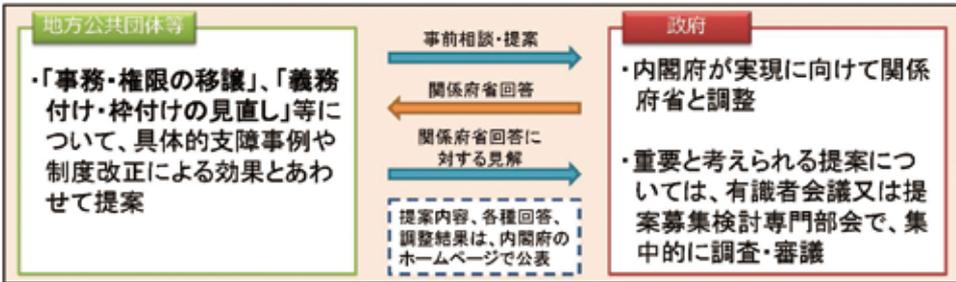
この仕組みにより、これまで以上に、長年の懸案とされてきた農地転用許可権限の移譲、地方版ハローワークの創設等が実現したほか、制度の運用改善や解釈の明確化も含め、現場が求めるきめ細やかな対応が実施されています。

図1 平成29年の地方分権改革に関する提案募集スケジュール

平成29年	
2月20日(月)	○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議 (平成29年の提案募集の方針の決定)
2月21日(火)	○事前相談・提案受付開始
5月19日(金)	○事前相談受付終了
6月6日(火)	○提案受付終了
6月9日(金)	○共同提案の意向・支障事例等の補強照会(2週間程度)
6月下旬~7月上旬	○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議 ↓(重点事項の決定) ○関係府省への検討要請
7月~10月	○提案団体、関係府省、地方三団体からのヒアリング
10月~	○関係府省との調整
11月中下旬	○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議 (対応方針案の了承)
12月中下旬	○地方分権改革推進本部・閣議(対応方針の決定)

政 策

図2 提案募集方式の概要



る提案を頂きました。約6か月の間、内閣府、提案団体、専門部会、各府省の間で丁寧な調整を行った結果、地方公共団体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和を推進するため、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」が12月20日

表1 平成28年の地方からの提案に関する対応状況

分類 年	提案の趣旨を踏まえ対応		小計 c=a+b	実現できなかったもの d	合計 e=c+d	実現・対応の割合 c/e
	a	現行規定で対応可能 b				
H26	263	78	341	194	535	63.7%
H27	124	42	166	62	228	72.8%
H28	116	34	150	46	196	76.5%

に閣議決定され、地域資源の利活用等による地方創生や子ども・子育て支援に資する提案など、4分の3を超える提案(76.5%)について、実現・対応できることとなりました。(表1参照)

は、実現した具体の提案の特徴として

①地域資源の利活用等による地方創生や、認定こども園の整備促進、病児保育実施地域の拡大等の子ども・子育て支援に資する提案が多く実現するなど、地方の現場で困っている多くの支障の解決につながったこと

②事前相談を通じて支障事例等を補強した結果、村からの提案が初めて実現に至ったこと(北海道島牧村「指定小規模多機能型介護の居間及び食堂の共用に関する規制の明確化」)

などが挙げられます。(図3参照)

これらのうち、法律の改正により措置すべき事項については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(第7次地方分権一括法案)」を3月3日に閣議決定し、国会に提出したところです。

また、現行規定で対応可能な提案については、その明確化が重要であるとの地方分権改革有識者会議での議論等を踏まえ、地方公共団体に対する通知等を行う予定です。

一方、調査を行うなど引き続き検討を進めることとしたものについては、関係府省とも連携しつつ内閣府において適切にフォローアップを行い、検討結果について、逐次、地方分権改革有識者会議に報告すると

もに、ホームページで公表することとしています。

4 提案を具体的に検討する際のポイント

(1)地域の課題・支障事例の把握

提案を考える上で、まず重要なのが、提案の原動力となる「地域の課題・支障事例」を把握することです。把握の方法としては、主に、①地方公共団体の内部から把握、②地域住民等から把握、の二つがあります。

①としては、地域住民・事業者等との直接の窓口となる原課の意見はもちろん、首長の定例記者会見や外部での講演等から糸口を探すことも効果的です。

②としては、地方公共団体が行うタウンミーティング等で寄せられる要望・意見や、事業者・NPO等から日ごろ耳にする疑問・要望等からヒントが見つかる可能性があります。

(2)内閣府への事前相談

提案内容をより充実したものとし、実現可能性を高めるために、できるだけ早い段階で、内閣府に事前相談していただければと思います(相談は常時受け付けています)。(相談は常時受け付けています)。

事前相談においては、相談内容が提案募集の対象となっているか、過去の提案募集における検討結果はどうか、支障事例と具体的法令との関係、

各府省の審議会等における取扱い・政策動向等について、内閣府で精査し、提案実現のための助言を行います。事前相談の窓口は、主に地方公共団体から派遣されている調査員が

担当しており、皆さんの疑問や悩みに懇切丁寧に対応しています。これまで提案いただいた団体の多くから、「提案の趣旨や内容を理解してもらったことができた」、「提案の説得

図3 平成28年提案募集の主な成果

<p>1. 地方創生－地域資源の利活用－</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の住宅を寄宿舍に活用する場合、一定の要件を満たすことによる寄宿舍の階段基準の合理化 ・空き家を活用して農林漁業体験民宿業を行う場合における旅館業に関する規制緩和 ・公有地の拡大の推進に関する法律に基づき取得した土地の活用の促進 ・都市公園に設置できる施設(児童館、地縁団体の会館施設)の明確化 ・公営住宅を集約化する場合の現地に近接する土地への建替えを公営住宅建替事業に追加等 	<p>3. 一億総活躍社会－高齢者・障害者支援－</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児・障害者支援事業に係る権限移譲(都道府県一中核市)(指定都市は移譲済) ・「特別養護老人ホーム」と「障害者向けグループホーム」の合築可能な場合の明確化 ・指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂の共用可能な場合の明確化
<p>2. 子ども・子育て支援－地域の実情に応じた支援－</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園の施設に関する基準の見直し(園庭、遊戯室の設置基準) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限の移譲(都道府県一指定都市) ・家庭的保育事業等の連携施設の確保に関する要件の明確化 ・病児保育事業の職員配置要件に係る特例措置 ・延長保育事業等と放課後児童クラブを合同で実施する場合の特例措置 ・子ども・子育て支援新制度における支給認定証の任意交付 	<p>4. 住民サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・70歳から74歳の国民健康保険被保険者の高額療養費支給申請手続の簡素化 ・マイナンバー制度による情報連携の項目追加・明確化(特別支援学校への就学奨励事務等)
<p>5. これまでの地方分権改革の取組強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国定公園における大規模な工作物の新築等に係る国への協議の廃止 ・土地利用基本計画に係る国への協議を意見聴取に見直し ・都道府県の地域森林計画に係る国への協議の一部廃止 ・農業災害補償法の規定により市町村が行う農業共済事業の義務付けの緩和 ・審査請求を不合法却下する場合における議会への諮問手続を廃止し、報告に見直し 	

力・成熟度を増すことができた」との声も頂いておりますので、安心して御相談ください。

(3) 支障事例の考え方

提案を検討するにあたって最も重要な要素が支障事例の実際の記載ぶりです。地域で抱える制度面からの課題について、事実関係やデータを交え、説得力のある支障事例として記載していくことで、制度を所管する府省の理解を得て提案実現の可能性が高まります。

これまでの提案を見ると、説得力のある支障事例には、いくつかの類型がみられます。

①今日の実情に合わない過度の規制や不合理な規制の廃止・合理化を求める場合

貴団体において、「過去の時代には一定の合理性が認められた規制だが、現在の実情には合っており、足枷になってしまっている」、「新しい制度(例：マイナンバー制度)や技術(例：燃料電池自動車、ドローン、IoT等)に現行法令が対応できていないため、許認可等に際して困ってしまった」といった事態は起きていないでしょうか。このような声を耳にしたならば、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し提案を検討してみてもいいかがでしょうか。

②全国一律基準の緩和を求める場合

言うまでもなく、地理・人口・産業構造等の面で、地域には様々な特性がある中で、全国一律的な基準を設けていることが、種々の問題を引き起こしている場合も見受けられます。例えば、社会的な人口減少の流れの中で、特に過疎地や山間部において、職員・従事者の配置基準・資格要件がネックになることもあるでしょう。このような場合、地域の実情に合った基準を求める提案(例：政省令事項の条例委任、特例を設ける等)ができないか、検討に値すると考えられます。

③住民サービスの向上を求める場合

例えば、類似の事務・権限が県と市町村とで別々になっており、住民や事業者からすると、両方にそれぞれ手続を行わなければならないといったケースです。この場合、例えば県の事務・権限を市町村に移譲することで、住民等にとって利便性が向上するだけでなく、市町村も一体的な権限行使が可能となるというメリットが生まれる可能性があります。

以上のほか、詳しくは、後述する「地方分権改革・提案募集方式ハンドブック」に掲載していますので、御覧ください。

政 策

5 地方の提案に対する支援方策

提案募集方式の活用は、都道府県や指定都市でおおむね定着してきているものの、中核市以下の市町村では、地方分権の専任担当がいらないなどといった現状もあり、広がりはまだ十分とは言えません。

そのため、内閣府では、こうした市町村も提案につなげられるよう、改革のすそ野を広げる取組として、3つの支援ツールを用意し、地方公共団体における人材育成の支援や情報発信等を行っています。

(1) 地方分権改革・提案募集方式ハンドブック

提案のポイントや提案に積極的な団体における独自の取組事例等を学ぶことにより、地方公共団体が取組を進めるためのノウハウを習得できます。

URL <http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/handbook.html>

(2) 提案募集方式データベース



▲ 地方分権改革・提案募集方式ハンドブック

これまでに地方公共団体等から提出された個々の提案を網羅的に収集・整理しており、それぞれの提案状況を簡易検索できます。

URL <http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/database.html>

(3) 地方分権改革事例集

これまでの地方分権改革によって実現した成果を活かし、地方が行った取組と住民目線の成果を通じ、地方分権改革についての理解を深めていただくとともに、住民目線の個性ある地域づくりのヒントを得ることができます。

URL <http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/jirei/seikaijiei.html>

また、地方公共団体からの御要請に応じ、内閣府職員が講師となる研修会を各地で実施しています。例えば、昨年11月、兵庫県町村会において「地域からの地方分権改革推進研修会」を開催し、内閣府職員が、地方分権改革事例集や政府広報の動画



▲ 地方分権改革事例集

番組 (URL <http://nettv.gov.on.jp/e.go.jp/drg/prst3374.html>)を用いて、地方分権改革の歩みと成果等を説明しました。内閣府として講師派遣や教材提供など、積極的に支援してまいりますので、お気軽に御相談ください。

6 おわりに

提案募集方式により、地方の発意に根ざした改革を進めていくためには、まずはこのツールの有効性を知っていたことは勿論のこと、現場や住民の目線で考え、地域における課題を発見し、その解決に向けて国に制度改革を働きかける能動的な姿勢が求められることから、今日の地方分権改革は「地方公共団体職員の意識改革運動」であるとも言えます。

是非、本方式を活用し、地方の現場における支障の解決を図るとともに、住民サービスの向上につながるよう、住民をはじめ、関係団体等からの意見を反映しつつ、積極的な提案を頂ければと思います。私たち内閣府としても、提案の趣旨を踏まえ、個別の案件ごとに、支障事例や制度改革による効果を明確化するなど論点を詰めることにより、課題の解決につながるよう検討してまいります。多くの町村からの提案をお待ちしております。

コトバ時代探訪

● 万理一空

万理一空とは、世界の全ては同じ一つの空の下にある、全てのものは一つの世界にとどまっている、という意味。転じて、どこまでも同じ一つの目標に向かつて、やるべきことを見失わずに努力を続ける、という心構えをさす言葉として使われるようになった。万理一空とも書へ。

出典は剣豪・宮本武蔵が晩年に記した『五輪書』。武蔵は「山水三千世界を万理一空に入れ、満天地ともまとめる(どんなに遠くまで行っても、空は一つしかない。全てのものは一つの世界にとどまっている)」と記し、どんなときも動揺することなく、つねに冷静な心持ちで目標に向かって精進することの重要性を説いた。

今も昔も武蔵のストイックな思考を指針とするアスリートやリーダーは多い。力士の琴奨菊は大関昇進時の口上で「万理一空の境地を求めて日々努力、精進いたします」と語った。また、元プロ野球選手・桑田真澄氏が愛してやまない座右の銘として知られ、色紙に書いてプロ野球選手の斎藤佑樹投手に贈ったという逸話も残っている。

春が近づき、新年度がもうすぐスタートする。大きな目標を見失うことなく、目の前の仕事に忙殺されないよう、ひたすらまい進していきたいと思う。

情 報

暮らしの
視 点

逃げるが勝ち

B・C・Pコンサルタント 昆 正和

今回は「避難」についてひと言。防災マニュアルなどには「慌てず、騒がず避難誘導係の指示にしたがって」などと書かれています。生死を分ける瀬戸際のときは、こうした理屈は通用

しません。これは危ないぞ、と感じたらただちに逃げる。次のポイントを押さえておけば、より安全かつ速やかに避難できるのではないのでしょうか。最初は「避難のタイミング」。私たち

は、突然自分の身に危険が迫ってもその現実をすぐには受け入れられないという心理的な盲点をもっています。自分一人だけ逃げるのは恥ずかしいとか、人の顔色や行動を見てからとか、だれかが避難を呼び掛けてくれたら、ではいけない。まずは自身の本能を信じて避難態勢に移るようになりましょう。

次に「避難ルートと避難場所」の選択も大切。災害直後、避難場所へ指定されている児童公園に行ってみたら工事中で立入禁止となっていた、なんてこともまれではありません。事前に避難ルートと避難場所は最低二か所決めておく。そして私たち一人ひとりがこれらを周知し、定期的な避難訓練で自信をつけておくことが重要です。

最後に「避難の際のマナー」。災害直後には、その不安を蹴散らそうと力や元気を出して大声で話したくなる人もいるでしょう。しかし移動時や集合の際は、少し緊張感をもって臨んでください。大声で騒いだり、ダラダラ歩きや喫煙などは控え、速やかに目的の場所に向かうこと。

避難はとっさの判断と行動のタイミングが鍵。簡単にできる事だと思いがちですが、その油断が裏目に出て、生命の危険や二次災害の拡大につながることもあります。これらのポイントは、いくら強調しても、し過ぎることはないのです。

新任都道府県町村会長の略歴

高知県町村会は平成29年2月24日の定例会で次の通り会長を選出した。

(2月25日就任)

高知県町村会長
高岡郡中土佐町長

池田 洋光
昭和29年11月20日生



【住所】高岡郡中土佐町久礼98番地
【町村長としての当選回数】3回

【町村長に就任するまでの経歴】
▼平成3年4月〜17年7月中土佐町議会議員

【町村会関係の経歴】
▼平成25年2月高知県町村会監事
▼平成27年2月高知県町村会副会長

【主な業績】
▼中土佐町立久礼中学校改築
▼高齢者等外出支援事業
▼中土佐タッチエコトライアスロン
▼小草パークゴルフ場・ふれあい広場整備
▼第1号・第2号津波避難タワー整備
▼中土佐町立学校給食センター落成

【趣味】スポーツ
【家族】妻

車両共済(保険)のご案内

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたすら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

●お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

株式会社 千里 (取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内
●ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

(受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)

0120-731-087 FAX 03-3519-7325

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン日本興亜株式会社とが団体契約を締結し、実施しているものです。
- 団体契約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパン日本興亜の定める条件を満たす場合のみとなります。詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

(車両保険引受保険会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 | (損害保険ジャパン日本興亜株式会社) は損保ジャパンと日本興亜損保が2014年9月1日に合併し誕生した会社です。

随 想

梅を軸としたまちづくり

こ た に よ し ま さ
小 谷 芳 正

和歌山県みなべ町長

平成16年10月1日に「南部町」と「南部川村」が合併し誕生したみなべ町は、和歌山県のほぼ中央に位置し、総面積は120.28km²、和歌山県全体の約2.5%を占めています。その約68%の81.91km²が林野面積です。東西に流れる南部川流域には丘陵地が広がっており、低地あり、山間地域ありとバラエティに富んだ地勢です。丘陵地には日本一のブランドを誇る「南高梅」の梅林が広がり、

山間部は森林、渓谷などの自然資源に恵まれています。また、炭の最高級品である「紀州備長炭」の生産も盛んで、備長炭の里としても有名です。南北には紀伊水道を臨む海岸線が伸びており、黒潮洗う海岸線は風光明媚な景観を誇っています。

町内の交通網には、南北に走る国道42号、東西に走る国道424号、JR紀勢本線（岩代駅・南部駅）があり、高速道路・阪和自動車道のみなべICがあります。

私自身、和歌山県のみなべ町といえば梅を連想していただけの方も多いのではと感じているのですが、本町は梅の生産量が日本一、また梅の最高級品である南高梅の誕生の地でもあります。現在では、南高梅がみなべ町で栽培される梅の8割を占めるまでになっています。毎年梅の花が咲き始める1月下旬から3月上旬には、町内外から大勢の観光客が訪れるため、町内ではこの時期に合わせた様々なイベントが行われます。今年で2回目となる「UMEEーグルメ甲子園」では、地元高校を始め全国の高校生が考案した梅料理のコンテストが開催され、来場者にも販売されます。私も審査員として参加させていただくのですが、高校生のオリジナリティ溢れる梅料理に

は、更なる梅の可能性を感じ、高校生の豊かな感性には驚かされるばかりです。ぜひ、観梅と合わせて町内で開催されるイベントにも大勢の方に足を運んでいただきたいと考えています。

平成27年12月に、400年にわたリ地元の人々に受け継がれてきた里山の斜面を利用した農法が「みなべ・田辺の梅システム」として世界農業遺産に認定されました。これを契機に、みなべ町では梅産業の発展のため各種施策に取り組んでいます。

まず一つに、世界農業遺産認定活用事業として、「みなべ・田辺の梅システム」をもっと大勢の方に知っていただくための取組やシステムの保全と活用を進めています。昨年9月に東京ビッグサイトで開催された「ツーリズムEXPOジャパン2016」や、11月に東京スカイツリータウンのソラマチひろばで開催した「うめえーうめまつり」において、「みなべ・田辺の梅システム」のPRを行いました。梅システムの紹介はもちろん、地域の学生が作ったみなべ・田辺地域の自然体験ツアーを紹介する場を設けるなど、梅の生産、製造地域としてしか捉えられていなかった梅産業の観光や文化的な価値にも着目し、現在未開発となっている自

然体験観光資源を体系化し、情報発信することで、世界農業遺産のもつ観光ポテンシャルを高め、観光訪問客など交流人口の増加を目指しています。

続いて、みなべ町の梅プロモーション事業です。梅加工品の国内市場は食生活の洋風化や少子高齢化の影響などにより長期低落傾向が続いています。これに歯止めをかけるため、「美容と健康に」をキャッチフレーズに梅の機能性を活用し、梅加工品の国内市場への広報活動やプロモーション施策を実施しています。また、海外市場への販路拡大に向けて梅文化を共有する中国や台湾市場に対して市場調査も行っております。

本格的に各自治体で地方創生が進められている現在、みなべ町も特色ある取組で町全体を活気づけていかなければなりません。そのためにも、みなべの梅の魅力を国内外へ発信し大勢の人にみなべ町を知ってもらうことが梅産業の活性化、梅の消費拡大に繋がると考えます。そして、将来のみなべ町を担う子どもたちが安心して暮らせる町、また、住んでよかったと思える町を目指して地域振興に取り組んでまいります。

情 報

町村週報主要索引

平成28年4月～平成29年3月
2955号～2994号

論 説

あらためて農山村の地域づくりを問う
ー希望に向けての提言ー
早稲田大学教授

宮口 侗迪 2955 (2)

変わる農業と近未来の地域社会
名古屋大学大学院教授

生源寺 眞一 2980 (4)

活力ある農山漁村の実現を求めて
読売新聞東京本社編集局企画委員

青山 彰久 2985 (5)

活 動

平成28年熊本地震に関する緊急要望を
「林地台帳の整備等今後の森林整備の推
進に向けた協議の場」に民部田経済農林
委員会委員長が出席

藤原全国町村会長が熊本県を訪問ー益城
町、嘉島町、南阿蘇村、西原村を訪問及
び激励ー

第5回 まち・ひと・しごと創生担当大
臣と地方六団体の意見交換会に藤原会長
が出席

地域農政未来塾を開講し将来を展望した
政策を実行できる職員を養成し

「国と地方の協議の場」に藤原会長が出
席

平成29年度政府予算編成及び施策に関す
る要望を決定

平成29年度政府予算編成及び施策に関す
る要望ー重点事項ー

平成29年度政府予算編成及び施策に関す
る要望ー重点事項ー

平成29年度政府予算編成及び施策に関す
る要望ー重点事項ー

平成29年度政府予算編成及び施策に関す
る要望ー重点事項ー

平成29年度政府予算編成及び施策に関す
る要望

国と町村との農林水産政策に関する懇話
会を開催

東日本大震災の復興状況視察のため藤原
会長が宮城県を訪問

藤原会長はじめ役員が熊本地震の被災町
村を訪問

平成29年度政府予算編成で要請活動

平成29年度政府予算編成及び施策に関す
る要望ー重点事項ー

東日本大震災の復興状況視察のため藤原
会長が岩手県を訪問

自民党総務部会関係合同会議に藤原会長
が出席ー平成29年度政府予算関係で要望

藤原会長と岩手県・宮城県・福島県町村
会長が今村復興大臣に要請活動

東日本大震災の復興状況視察のため藤原
会長が福島県を訪問

都市・農村共生社会創造シンポジウム2
016 in 北海道を開催

藤原全国町村会長が岩手県岩泉町を訪
問・激励

自民党「予算・税制に関する政策懇談会」
で更谷全国町村会副会長が意見陳述

「国と地方の協議の場」に荒木副会長が
出席

制度・地方行政ワーキング・グループ
に山崎財政委員会委員長が出席

平成29年度政府予算編成及び施策に関す
る要望ー重点事項ー

平成29年度政府予算編成及び施策に関す
る要望ー重点事項ー

全国町村長大会ひらく

公明党・総務部会ヒアリングに更谷副会
長が出席

第6回 まち・ひと・しごと創生担当大
臣と地方六団体の意見交換会に藤原会長
が出席

社会保障の充実等に向けた財源の確保を
要請

平成29年度政府予算編成で実行運動ー大
会決議・特別決議・要望の実現求めるー

「国と地方の協議の場」に藤原会長が出
席

総務大臣・地方六団体会合に藤原会長が
出席

国民健康保険制度の基盤強化に関する国
と地方の協議に渡邊副会長が出席

自民党総務部会・消防議員連盟関係合同
会議に佐々木財政委員会副委員長が出席

地域農政未来塾修了式を開催し開講初年
度は19名の農政担当職員が修了し

都道府県町村会正副会長交流会を開催し
自治功労者64名を表彰し

「林地台帳の整備等今後の森林整備の推
進に向けた協議の場」に民部田経済農林
委員会委員長が出席

「そつた、地方で暮らそうー」国民会議
で石橋行政委員会委員が意見陳述

都市・農村共生社会創造シンポジウムin
東京を開催し移住女子が拓く都市・農村
共生社会し

平成28年版「地方財政白書」地方財政の
概況と諸課題への対応

集落ネットワーク圏を担う人材の確保と

つなかりの構築に関する調査報告書につ
いて

PPP/PFIの最近の動向と町村にお
ける取り組みについて

新たな国土形成計画(広域地方計画)の
策定について

農地情報公開システム(全国農地ナビ)
の概要と農地行政への活用

新しい産業・雇用創出に期待し26年ぶり
に木材自給率31.2%に

2016年版小規模企業白書の概要

子育て・介護支援が最重点ー財政健全化
は道筋不透明にー1億総活躍プラン・骨
太方針

2020年に向けたM-ITの全国整備に
ついて

TPPで、攻めの農林水産業に 平成27
年度食料・農業・農村白書

平成28年版交通政策白書について

観光産業は「地方再生」への切り札ー2
016年版観光白書の概要ー

電炉による処理困難廃棄物の高温溶融処
理の有効性についてー地域の環境保全と
経済・雇用活性化に貢献し

「明日の日本を支える観光ビジョン」に
ついて

町村部の日本人住民は21年連続で減少し
住民基本台帳人口(平成28年1月1日現
在)・総務省

国土強靱化地域計画の策定について

2016年度普通交付税大綱

交付税減、臨時財政対策債増へー地方財

平成28年版「地方財政白書」地方財政の
概況と諸課題への対応

集落ネットワーク圏を担う人材の確保と

平成28年版「地方財政白書」地方財政の
概況と諸課題への対応

集落ネットワーク圏を担う人材の確保と

情 報

政対策敵しい折衝に、2017年度総務省予算概算要求 2975 (2)
 2016年版防災白書 2975 (5)
 5年連続で30兆円超に、待機児童対策などに重点配分、2017年度厚生労働省予算概算要求 2976 (2)
 強い農林水産業へ基盤づくり、14・1%増の2兆6,350億円、2017年度農林水産省予算概算要求 2977 (3)
 新たな土地改良長期計画について 2978 (2)
 林地台帳の整備について、森林を地域の資源として活かすために、 2979 (3)
 各国が共に進むことを確認した「節目の年」、平成28年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書 2979 (6)
 「過疎地域等条件不利地域における集落の現況状況把握調査」について 2980 (7)
 内閣府報告書「地域の経済2016」 2980 (11)
 CLTの活用促進による地方創生に向けて 2980 (16)
 誰もが活躍できる社会の実現と労働生産性向上に向けて、平成28年版労働経済白書 2982 (2)
 全農事業見直し、生乳流通改革も、農業競争力強化プログラム 2985 (12)
 2017年度政府予算案、97兆4547億円、社会保障費膨らみ過去最大、一徳総活躍に重点配分 2986 (2)
 平成29年度関係省庁予算特集号 2987 (2)
 高齢期の独り暮らし、8割超不安、2016年版厚生労働白書 2988 (2)
 水道事業の維持・向上に関する専門委員会における議論のとりまとめについて 2989 (4)

未経験規模の災害にも対応する総合的な消防防災体制の確立、平成28年版消防白書 2990 (9)
 社会21+1にともない変化する対策事業、平成27年度版「過疎対策の現況」 2991 (2)
 財政安定化へ都道府県に移管、1年後に迫った国保改革、 2992 (4)
 持続可能な開発目標(SDGs)実施指針を策定、地方自治体の積極的な取組が不可欠、 2993 (6)
 「避難勧告等に関するガイドライン」の改定について 2993 (6)
 内閣府 政策統括官(防災担当)付 参事官(調査・企画担当)付 参事官補佐 多田 直人・主査 吉松 直貴 2994 (2)
 地方分権改革に関する提案募集の取組、平成29年の提案受付開始、内閣府 地方分権改革推進室 2994 (6)

〈随 想〉
 心ふれ愛・笑顔いっぱい元気なまち 滋賀県愛荘町長 宇野 一雄 2955 (12)
 日本一細長い、佐田岬半島のまち「伊方町」 愛媛県伊方町長 山下 和彦 2956 (11)
 夢と希望が持てる輝く町の創生に向けて 若手県洋野町長 水上 信宏 2957 (12)
 「どっかよろしくー」一意義ある自治体交流をー 愛知県町村会長・飛島村長 久野 時男 2958 (11)
 「山」にこだわる。木」にこだわる」 奈良県町村会長・十津川村長 更谷 慈福 2959 (11)
 「老いても安心して暮らせるまち、若人

に夢と希望が持てるまち」をめざして 熊本県錦町長 森本 完一 2960 (11)
 「子育て日本一」 山口県和木町長 米本 正明 2961 (12)
 健康で心豊かに過ごせる町づくりを目指して 群馬県町村会長・邑楽町長 金子 正一 2962 (14)
 群星(むるがし)を見守る 沖縄県座間味村長 宮里 哲 2963 (15)
 持続可能なコンパクトタウンを目指して 京都府久御山町長 信貴 康孝 2964 (10)
 日本一の福祉の町を目指して 東京都日の出町長 橋本 聖一 2965 (11)
 逆境に学ぶ 徳島県町村会長・藍住町長 石川 智能 2966 (11)
 「町民と創る住みやすさ、やさしさが実感できるまち里庄」 岡山県里庄町長 大内 恒章 2968 (11)
 マグロを超える日を目指して 青森県大間町長 金澤 満春 2969 (12)
 町をまるごとブランド化 日本一カッコいい田舎町をめざして 山形県朝日町長 鈴木 浩幸 2970 (11)
 「人と大地が調和するおいしく豊穡のまち」の実現に向けて 佐賀県白石町長 田島 健一 2971 (11)
 教育を基盤にすえたまちづくり 福岡県須恵町長 中嶋 裕史 2972 (11)

平凡のうちに非凡あり 北海道ノ国町長 工藤 昇 2973 (11)
 「ふるさと住民票」で地域の再生を 鳥取県日野町長 景山 享弘 2974 (11)
 まちの活性化を願って、今やるべきことをやりきるー 大阪府能勢町長 山口 禎 2975 (14)
 『健康』から生まれる笑顔とまちづくり 岐阜県池田町長 岡崎 和夫 2976 (11)
 ふるさと納税による地域への波及効果 高知県奈半利町長 齊藤 一孝 2977 (12)
 木曾川の縁(えにし)に感謝を込めて 三重県木曾岬町長 加藤 隆 2978 (11)
 織姫と彦星が出逢った村 福島県昭和村長 馬場 孝允 2979 (12)
 『暮らし満足度日本一の町』をめざして 静岡県清水町長 山本 博保 2982 (12)
 人間愛・自然愛・郷土愛のあるまち 茨城県茨城町長 小林 宣夫 2983 (10)
 地道な取り組みは成功への近道、「協働のまちづくり」を目指して、 宮城県村田町長 佐藤 英雄 2984 (11)
 小さな町だからこそ 島根県川本町長 三宅 実 2985 (19)
 自然や人が元気で子育てに優しい町みまた 宮崎県三股町長 木佐貴 辰生 2986 (10)
 子どもの元気な声が聞こえる村ー女性が

情 報

働きながら子育てのできる環境を目指して

長野県南箕輪村長

唐木 一直 29888 (11)

「しまごと小豆島」

香川県小豆島町長

塩田 幸雄 29889 (10)

湯けむりとみかんの香りが漂うまち

神奈川県湯河原町長

富田 幸宏 29900 (16)

「因果心報(善因善果)」

栃木県上三川町長

星野 光利 29991 (11)

新米町長奮闘中

埼玉県寄居町長

花輪 利一郎 29992 (10)

「魅力と笑顔にあふれ、未来に躍進するまち」をめざして

石川県志賀町長

小泉 勝 29993 (11)

梅を軸としたまちづくり

和歌山県みなべ町長

小谷 芳正 29994 (12)

フオーラム

新事業の積極的展開に挑む

岩手県志賀町

ひびきあい「日野のたから」を未来につなぐ 自治の力で輝くまち

滋賀県日野町

地域、共育で、地域を支えるひとづくり〜まちづくりの原点は、ありあまる郷土愛〜

三重県南伊勢町

地域資源を活かした地方創生

福島県棚倉町

種をまこつ。日本で最も美しい村の未来へ。〜田園の息吹が暮らしを豊かにするまち〜

山形県飯豊町

29661 (8)

みどりせせらぎ風の音 Tokyo 榎原村

東京都榎原村

29663 (8)

地域資源活用による豊かなまちづくりへ

東京都府京丹波町

29665 (6)

開宿400年、今と昔がつながる時〜日光街道杉戸宿開宿400年プロジェクト〜

埼玉県杉戸町

29771 (6)

新時代を迎える「年中みかんのとれるまち」

三重県御浜町

29773 (5)

公民連携したみやき町定住総合対策事業の取り組み

佐賀県みやき町

29775 (8)

「アンチエイジングに取り組む健康長寿の村」

長野県高山村

29776 (5)

一勝地、地に足をつけます「一勝を〜」地名にこだわるまちづくり

熊本県球磨村

29777 (7)

キラリ輝き「こころ安らぐまちづくり」小さくても持続可能な「住み心地100点」を目指して

宮城県七ヶ宿町

29778 (5)

町づくり、夢を持てば未来がある

鳥取県若桜町

29880 (13)

域学連携事業による集落の活性化と担い手づくり

高知県津野町

29882 (5)

「ひらひら」で、プラス10年イキイキ元氣 働く老若男女が笑顔で集う町

奈良県下市町

29883 (4)

日本一の梅の里 紀州みなべの南高梅を世界へ

和歌山県みなべ町

29884 (6)

人気アニメ「弱虫ペダル」とコラボレーションしたまちづくり

茨城県境町

29885 (14)

森の恵みを活かす新たな森林業・木育活動の推進〜亜熱帯の森林資源活用による地域振興〜

沖縄県国頭村

29886 (5)

「移住女子」はなぜ地方に向かうのか

ローカルジャーナリスト

田中 輝美 29888 (4)

北と南の離島が連携したスポーツイベントによる島興し

北海道奥尻町

29991 (6)

情報

新任都道府県町村会長の略歴…29956、29961、29971、29982、29984、29994

国政情報…29956、29959、29962、29966、29969、29973、29976、29980、29983、29985、29990、29993

町村「当地キャブしまん」…29955、29959、29962、29965、29968、29972、29975、29980、29988、3、29985、29989、29992

町村Navi…29956、29957、29958、29960、29961、29963、29964、29966、29969、29970、29971、29973、29974、29976、29977、29978、29979、29982、29984、29986、29988、29990、29991、29993、29994

新刊紹介…29959、29967、29969、29970、29983、29984、29986、29988、29989、29994

地域おこし協力隊「クラウドファンディング官民連携事業」を開始

中山間地域フォーラム設立10周年記念シンポジウム「進化する地域運営組織！『地方創生』の次なる焦点」

29957 (9)

29955 (10)

29955 (10)

29955 (10)

29955 (10)

29955 (10)

29955 (10)

29955 (10)

29955 (10)

29955 (10)

29955 (10)

29955 (10)

29955 (10)

29955 (10)

29955 (10)

29955 (10)

29955 (10)

29955 (10)

29955 (10)

29955 (10)

29955 (10)

29955 (10)

29955 (10)

29955 (10)

第43回「都市問題」公開講座

29963 (13)

平成28年度「法務能力向上のための特別実務セミナー」の開催

29963 (14)

国家戦略特別区域等における新たな措置に係る提案募集及び国家戦略特別区域法の改正について

29964 (9)

平成27年度公有物件災害共済事業の概要報告Ⅱ一般財団法人全国自治協会

29968 (7)

平成27年度町村職員生協火災・自動車共済事業の概要報告Ⅱ全国町村職員生活協同組合

29969 (7)

【行政不服審査法改正①】改正行審法が施行された今、何をすべきか

29972 (5)

【行政不服審査法改正②】行政不服審査制度において忘れがちなこと

29973 (2)

ふるさと財団 事業の御案内

29974 (10)

平成28年度市町村長及び市町村議会議長 総務大臣表彰式挙行される

29977 (6)

地域農政未来塾 第2期生(平成29年度生)を募集

29981 (47)

「多助」があなたのまちを救います 一般財団法人 消防防炎科学センター

29982 (9)

平成27年人口動態統計の概況について

29984 (4)

防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果についてⅡ消防庁

29988 (7)

高知県自治会館を建築〜RC造と木造のハイブリッド構造〜

29989 (8)

第1回新日本歩く道紀行シンポジウム

29990 (15)

町村週報主要索引(平成28年4月〜平成29年3月)

29994 (13)

さまざまな「集いの場」を演出いたします

東京でのイベントに最適な絶好のロケーションを誇る全国町村会館。かけがえのないひとときを、上質なサービスでおもてなしいたします。

県人会など同郷者の集い、同窓会、親睦会などの懇談会

観光PR、移住セミナー 職員採用試験などの説明会

職員旅行・家族旅行

2階には広さと設備が多様な、大小4つのホール・会議室。高い機能性を持ち、さまざまな演出が可能です。会議・研修、パーティーなどに幅広くご利用いただけます。



和・洋食のレストランもお気軽にご利用ください

全国町村会館には、会議室・宴会場のほかに、ふたつのレストランもございます。お気軽にお立ち寄りください。



☆カジュアルレストラン「ベルラン」：ランチタイム11:00～14:00 / ティータイム14:00～17:00 / ディナータイム17:00～22:00 (21:30ラストオーダー)
☆和食処「さいかち」：ランチタイム11:30～14:30 (14:00ラストオーダー) / ディナータイム17:00～22:00 (21:30ラストオーダー) ※「さいかち」は土、日祝日休

客室のご案内	SINGLE ROOM シングル 119室	DOUBLE ROOM ダブル 12室	TWIN ROOM ツイン 17室	週末・祝日の宿泊ご利用は特別サービス (最大20%割引)	
	和室もございますのでお問い合わせください。(禁煙ルームもご用意しております。)				

お電話でのご予約・お問い合わせは WEBからのご宿泊予約は、特別料金(部屋数限定)がございます。 **全国町村会館** 検索

全国町村会館
TEL.03(3581)0471
FAX.03(3581)0220
〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号

- ※市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。
- 全国町村会館へのアクセス
 - ・有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」3番出口徒歩1分
 - ・丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩8分
 - ・タクシー東京駅から約20分

